

第3節 し尿及び浄化槽汚泥の適正処理 (p123)

1 生活排水の処理主体

本市における生活排水処理施設の種類ごとの処理主体は、次のとおりとします。

表 生活排水処理施設の種類ごとの処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿・生活雑排水	米子市
農業集落排水施設	し尿・生活雑排水	米子市
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	個人
単独処理浄化槽	し尿	個人
し尿処理施設	し尿・浄化槽汚泥・農業集落排水施設等汚泥	鳥取県西部広域行政管理組合

▶ 計画どおりの処理主体としています。

2 収集運搬計画

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬については、本市許可業者による収集運搬体制を継続します。

▶ 収集運搬許可業者による収集運搬体制を継続しています。

3 中間処理計画

し尿及び浄化槽汚泥の処理については、引き続き、鳥取県西部広域行政管理組合の「米子浄化場」及び「白浜浄化場」で適正処理します。

今後、浄化場の老朽化とし尿及び浄化槽汚泥の処理量が減少することが見込まれ、また、平成27年度末に鳥取県西部広域行政管理組合エコスラグセンターが機能転換されることから、鳥取県西部広域行政管理組合及び構成市町村と連携して浄化場のあり方とし尿及び浄化槽汚泥を処理した後に発生する汚泥の活用方法を検討します。

▶ 「米子浄化場」の統合について

し尿及び浄化槽汚泥の処理については、鳥取県西部広域行政管理組合の「米子浄化場」及び「白浜浄化場」で処理を行っていましたが、「白浜浄化場」を令和2年4月から「米子浄化場」に統合することとなりました。

▶ 汚泥の活用について

平成28年2月の鳥取県西部広域行政管理組合エコスラグセンターの稼働停止に伴い、し尿及び浄化槽汚泥を処理した後に発生する汚泥については、現在、外部委託業務によって資源化しています。

4 最終処分計画

し尿処理施設から発生するし渣（さ）については、減量化と安定化を図ったうえで、適正に処分を行います。

▶ 最終処分の現状と今後

し尿処理施設から発生するし渣（さ）については、「米子浄化場」及び「白浜浄化場」において、どちらも焼却処理の後、焼却灰については県外施設において埋め立て処分を行っていましたが、令和2年4月からは浄化場での焼却処理を取りやめ、外部委託により焼却処理した後、灰を資源化する予定です。